

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年1月29日(2009.1.29)

【公表番号】特表2008-521510(P2008-521510A)

【公表日】平成20年6月26日(2008.6.26)

【年通号数】公開・登録公報2008-025

【出願番号】特願2007-543588(P2007-543588)

【国際特許分類】

A 6 1 B 10/02 (2006.01)

A 6 1 B 8/12 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 10/00 103 B

A 6 1 B 8/12

【手続補正書】

【提出日】平成20年11月28日(2008.11.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医療機器組立品であつて、

柔軟な内視鏡のチャネル内に差し込むことができるよう十分に小さい直径を有する細長い管状シース部材と、

前記細長い管状シース部材内の少なくとも実質的に一部分を長手方向に通る細長い管状シャフト部材要素と、

前記細長いシャフト部材の近位端に動作可能に接続され、前記細長い管状シース部材から前記シャフト部材を突き出すためのシフター部材と、前記細長いシャフト部材に取り付けられ横方向に突出するキー要素とを有し、前記キー要素は、前記管状シース部材とアクチュエータ小組立品の本体の少なくとも一方に対して固定され、前記シャフト部材の遠位方向への移動中に前記細長いシャフト部材を回転させるためのトラックまたはキー溝を画定する螺旋状の切欠きまたは溝内に挿入可能且つ係合可能である、前記アクチュエータ小組立品と、

前記シャフト部材の遠位端に配置された作用要素と有する医療機器組立品。

【請求項2】

前記作用要素は針先端である、請求項1に記載の医療機器。

【請求項3】

前記針先端は、ニチノールなどの弾性材料から少なくとも部分的に作成された、請求項2に記載の医療機器。

【請求項4】

前記キー要素は、前記シャフト部材が前記キー要素と一緒に前記螺旋形の切欠きまたは溝を備えるカム動作管内に嵌るほど十分に小さい高さを有する、請求項1に記載の医療機器。

【請求項5】

前記アクチュエータ小組立品の前記シフター部材を遠位方向に動かすことにより、前記キー要素部材が前記切欠きまたは溝と係合し、それにより前記シャフト部材が部分的に円運動で前進する、請求項4に記載の医療機器。

【請求項 6】

前記シフター部材が、前記シフター部材を押す操作と引く操作によってそれぞれ前記シャフト部材が前進し後退するように前記シャフト部材の近位端に動作可能に接続された、請求項 1 に記載の医療機器。

【請求項 7】

前記キー要素が、スタブと、螺旋形状を有するフランジまたはリブとから成るグループから得られる、請求項 1 に記載の医療機器。

【請求項 8】

医療機器組立品であって、

細長いシャフト部材と、

前記細長いシャフト部材の遠位端に設けられた作用先端と、

前記細長いシャフト部材の近位端に動作可能に接続されたシフター部材を有し、それにより前記シフター部材を押す操作と引く操作によってそれぞれ、前記作用先端が遠位方向に前進するかまたは前記作用先端が近位方向に後退するようにするアクチュエータ小組立品と、

前記シャフト部材と前記シフター部材に動作可能に接続され、前記シフター部材の動きにより前記作用先端を回転運動させるカム小組立品とを有する医療機器組立品。

【請求項 9】

前記細長いシャフト部材は、長手方向に延在する内腔が形成された細長い管状部材であり、

前記作用先端は、前記細長いシャフト部材の一方の端に設けられた中空針先端であり、前記針先端は、前記細長いシャフト部材の前記一方の端から遠ざかる方向に延在する、請求項 8 に記載の機器組立品。

【請求項 10】

前記カム小組立品は螺旋形の要素を有する、請求項 8 に記載の機器組立品。